

24 (ADR) -010 (あっせん・仲裁手続の諸費用等に関する細則)

あっせん・仲裁手続の諸費用等に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、福岡県弁護士会あっせん・仲裁手数料規則（以下「手数料規則」という。）第4条第2項及び福岡県弁護士会あっせん・仲裁人、専門委員報酬規則第4条に基づき、あっせん・仲裁の審理に要する鑑定費用、証人日当、現場検証及び福岡県弁護士会紛争解決センター規則第16条第1項に規定する場所以外の場所（以下「現地」という。）で開催されるあっせん・仲裁期日のためのあっせん人、仲裁人等の出張日当その他の諸費用等（以下「諸費用」という。）に関する基準を定めるものである。

(鑑定費用)

第2条 あっせん・仲裁の審理に要する鑑定費用については、鑑定人の意見を聴き、紛争解決センターが決定する。

(証人日当)

第3条 証人日当については、民事訴訟費用等に関する規則（最高裁判所昭和46年規則第5号）を準用し、紛争解決センターが決定する。

(現場検証及び現地におけるあっせん・仲裁期日の費用)

第4条 紛争解決センターが必要と認めた現場検証のためのあっせん人及び仲裁人の出張日当は1万円（消費税別）とし、交通費は実費を支払う。

2 紛争解決センターが必要と認めた現地で開催されるあっせん・仲裁期日のためのあっせん人及び仲裁人の出張日当は5,000円（消費税別）とし、交通費は実費を支払う。

3 前2項の規定は、専門委員について準用する。

(その他の諸費用)

第5条 前条以外で、あっせん・仲裁手続の審理等に必要となる諸費用については、あっせん・仲裁人の意見を聴いた上で紛争解決センターが定める。

(当事者負担に対する例外)

第6条 手数料規則第4条第1項の規定にかかわらず、紛争解決センターが相当と判断するときには、同項の諸費用を紛争解決センターの負担とすることができる。

附 則

1 この細則は、日本弁護士連合会の承認を得て、法務大臣が福岡県弁護士会を裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第5条の規定に基づき認証紛争解決事業者として認証した日から施行する。

24 (ADR) -010 (あっせん・仲裁手続の諸費用等に関する細則)

2 この細則の施行前に受理したあっせん・仲裁事件については、なお従前の例による。

(日弁連承認日 平成22年8月19日)

附 則

第4条第1項及び第2項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)第12条第1項の法務大臣の変更の認証を受けた日から施行する。

(日弁連承認日 平成26年3月19日)

附 則

第1条及び第4条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)第12条第1項の法務大臣の変更の認証を受けた日から施行する。

(日弁連承認日 平成27年2月19日)

(法務大臣認証日 平成27年10月6日)